



東京都大田区蒲田
5の10の2
全日本港湾労働組合機関紙
(毎月1日発行)
一部20円 (組合員の購読料は組合費の中に含む)
発行責任者
真島勝重



大会議案特集号

所属のマクロン前経済相が6割以上の票を集め、EU離脱を主張した極右・国民戦線ルペン氏を破り、当選しました。今後、フランスにおける移民問題が課題として残っていますが、力づくで解決できるような単純な問題ではなく、伝統である寛容さや多様性を重んじつつ、いかに共存を図るのか新政権に問われています。

2016・17年度の

運動方針の補強

案

I 国内外の情勢と労働運動の現状

1 国際情勢の特徴

(1) 米国の情勢は、5月、トランプ大統領の「米国第一主義」によるパリ協定の離脱表明を行うなど米国の雇用改善を第一に考え、そのために3%の経済成長を目指す。保護主義を鮮明にしています。すでに世界は、環境、経済、文化、平和貢献など、1国だけでは解決できないほど各国は複雑に関連し合っていること、米国が進むべき道と世界に果たす役割の重要性が米国民に問われています。一方、4月、シリアのアサド政権軍が化学兵器を使ったとして、シリア軍基地への巡航ミサイル攻撃をしました。2003年に米国は大量破壊兵器保有を理由にイラク戦争に踏み切り、日本も米国をいち早く支持しましたが、大量破壊兵器は発見されませんでした。今回の化学兵器攻撃を誰が行ったのかについての国連調査結果も出ていません。また、コミー連邦捜査局(FBI)長官を電撃的に解任したことについて、最大の焦点はトランプ政権による司法妨害があったかどうか、今後の

原因究明が注視されています。

(2) 中国の情勢は、全人代で示された2017年の経済政策には、実質GDP成長率の

目標を昨年の6・7%より引き下げ6・5%としつつ、景気への配慮と資産バブルやインフレの抑制に配慮する方針が盛り込ま

運動方針の補強提案にあたって

中央執行委員長 松本耕三

運動方針は活動とたたかひの手引きであり、組合員のためにある！



た。今年度は補強の議論の大会である。今年度、取り巻く環境はより厳しくなっている。安倍政権による「企業が最も活動しやすい国づくり」により、貧富の格差はより拡大し、貧困層はますます貧困になっているなかで、新自由主義に対するたたかひは急務である。また、国の関与による産別交渉への圧力である独禁法問題に対するたたかひなど、産別闘争の取り組みの強化が求められている。たたかう労働運動の再建も緊急の課題である。全港湾をはじめとした労働組合の役割はますます大きくなっていく。われわれに求められているのは、日

二〇一六・一七年度の運動方針は、①新自由主義に反対し、貧困と格差をなくすためのたたかひ、②港湾産別闘争の強化とたたかう労働運動の再建、③反戦平和、環境保護と働く者のための政治の実現、④大衆た労働組合の役割はますます大きくなっていく。われわれに求められているのは、日常活動による「運動方針の具体化」である。の重視

れ、現状も緩やかな下落にとどまっています。5月に130カ国以上の代表を招いて北京で国際会議を開きました。陸と海の交易路を意味する「一带一路」経済圏構想を打ち出し、協力と相互利益を核とする新たな形の国際関係を構築しなければならぬと強調しました。6月16日にはアジアインフラ投資銀行(AIIB)年次総会が開催され、米国が離脱を表明した「パリ協定を推進し、支持する」とし、地球温暖化対策に結び付く投融资に重点的に取り組むことを表明しました。

(3) EUの情勢は、1月、英国の欧州連合(EU)からの離脱問題で、これまで明確な交渉方針を示してこなかったメイ首相がEUからの完全離脱を表明しました。5億人の人口を抱える単一市場であるEUは、域内総生産(GDP)ですでに米国と肩を並べています。英国はその中でも、GDP、人口ともドイツに次ぐ規模です。欧州はもとより、世界経済に与える影響は大きなものとなっています。また、5月7日、フランス大統領選の決選投票が行われ、即日開票の結果、EUの統合推進を訴えた中道で無

(4) 韓国の情勢は、3月、韓国憲法裁判所が朴槿恵大統領の弾劾訴追を妥当と判断し、大統領の罷免が決定しました。朴氏の長年の友人である崔被告の国政介入、朴氏が友人の私益のために、大統領の地位と権限を乱用したのは違憲、違法行為に当たると認定し、裁判官8人が全員一致で罷免が妥当との決定を下しました。5月の大統領選挙で、革新系政党「共に民主党」の文在寅(ムン・ジェイン)氏が当選し、9年ぶりの革新政権が誕生しました。文大統領は就任宣誓で「条件が整うなら平壤にも行く」と述

運動方針は、活動の中で補強するものだが、全港湾の組織活動の基本である大衆路線では、「たたかひは組合員一人一人の力に依拠すること」にある。そのためには、①幹部・役員はいかなるたたかひにおいても先頭に立ち、たたかひの責任を負う、②しかし、まわりの顔色をうかがうような大衆迎合であってはならない、③幹部・役員は独善的な、押し付けのような運動をしてはならない」という点を留意しなければならない。

運動方針は学術文献でもなければ理論書でもない。たたかひと行動の指針である。その基本は、運動の基調にある四つの課題であり、運動方針を担う主役は組合員である。そして運動方針と組合員をつなぐのは、幹部・役員である。昨年の大会から、運動方針についてどれだけ、組合員の中で討議を進めてきただろうか。職場の意見を反映させることこそが、運動方針の補強の基本なのである。

「本部の指示に従う」だけでなく、中身の重視
「本部の指示に従う」ということを聞くことがあっても、中央本部にとっては大変ありがたいことだが、組合員にとっては、「本部の指示」というだけでは内容も理解できず「押しつけ」の取り組みになってしまいかつつながる。まう。これでは、運動はなかなか広まらない。組合員の中には「本部の押し付け」に反発する人も出てくることもあり、場合によっては運動が後退することもある。だから、戦時法制に対するたたかひもそうだったように、結果がどうであるかの前に、幹部・役員が組合員の先頭に立つことが大切なのであり、そのためには運動の中身をしっかりと伝えることが必要なのである。「お役人仕事」「官僚主義ではだめだ。また、「お役人仕事」といわれることがあるが、それではだめだ。「会議で確認した」「連絡はした」だけで、あとは、幹部・役員が責任がなくなったような誤解がある。運動方針は会議のためにはなく、活動とたたかひを実行するためにある。労働組合を構成している労働者は、経験ではないだろうか。

べ、訪朝して首脳外交を展開したいとの考えを示しました。この前後には、米空母が北朝鮮付近に向かうなど緊張が高まる状況であり、文氏が対話重視を貫いたことは、北東アジアの平和的解決に向けての基本姿勢です。

2 国内情勢の特徴

(1) 5月3日憲法記念日、安倍首相は憲法9条の改憲を実現し、2020年の施行を目指す方針を表明しました。憲法9条を改正して、自衛隊を明記するということは、集団的自衛権の行使容認という憲法解釈の変更で事実上、自衛隊の任務は国際紛争の場にもまで広がったことに加え、自衛隊が更に明文化されれば、武力行使の歯止めはまったく利かなくなります。また、制服組トップの河野統合幕僚長は安倍首相の改憲案を歓迎する発言をしました。政治的中立性が求められる幕僚長の発言は、文民統制の観点から国民の信頼を失墜させるとともに禁じられた政治的行為です。

(2) 安倍政権は、米軍普天間飛行場の移設先とする名護市辺野古の新基地建設で、埋め立て本体工事の第一段階となる護岸工事について、3月末に岩礁破砕許可の期限が切れたにもかかわらず、沖縄防衛局は無許可状態で工事を強行しています。翁長雄志知事は「あらゆる手段を使い、辺野古新基地建設を阻止する」と言明しています。現在の沖縄県に対する政府の態度は、民主主義や地方自治を無視した安倍政権のおごりであり、国家権力の乱発です。

(3) 森友学園問題から端を発した行政の忖度を加計(かけ)学園の今治市での獣医学部開設をめぐる、「総理のご意向」などと言われた文書を前川前文部科学事務次官が証言しました。安倍首相は「岩盤規制」に穴をあける規制緩和であるといっています。が、首相と親密な加計学園を優遇したことについて国民が疑義を訴えているにも関わらず、答弁をはぐらかし、共謀罪を強引に成立した数時間後には再調査を拒否してきた文書が存在することを文科省が認めること

同時に国会を閉会するなど、矛盾だらけで危険な独裁的政治運営が続いています。

(4) 犯罪を計画段階で処罰する「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案が、5月に衆院本会議で可決し、参議院は委員会採決を省く「中間報告」という異例の手法を用い、6月15日朝、成立しました。共謀罪は基本的な人権を侵害し、憲法が保障する思想の自由が大きく反します。捜査機関が団体や市民生活を常に監視し、取り締まりの対象とするため表現の自由、集会・結社の自由などに重大な影響を与えます。かつての治安維持法下の戦前戦中のような監視社会を招いてはならないことは国民全体が思っていることで、十分な議論もなく憲法に反する法律を強行採決したことを許さず、立憲主義・民主主義の力で廃止にしなければいけません。

(5) 安倍政権は、3月末から4月にかけて、福島第1原発事故に伴い福島県飯館村、川俣町、浪江町、富岡町に出していた避難指示の一部を解除しました。一方では、福島原発事故の自主避難者向けに福島県が無償で行っていた住宅支援が3月末で打ち切られました。避難者を受け入れてきた自治体の中には、住宅支援の必要を理解し、独自予算を組んで支援継続を表明したところもあります。そのような状況下で、当時の今村復興相は福島第1原発事故後、国の避難指示区域外から避難した自主避難者については、「本人の責任」、「裁判でも何でもやればいい」と記者会見で発言し、即座に辞任で幕引きを行いました。避難者の心情を理解できていない与党の本音が見えしました。東日本大震災の真の復興こそ、政治の使命です。

(6) 国連の核兵器の開発や実験、使用などを全面禁止する核兵器禁止条約の制定に向けた交渉が4月に開催されましたが、日本は参加しませんでした。米国の核の傘の下であつても、唯一の被爆国としてしっかり主張し、「核兵器なき世界」を求める各国の声の重みを受け止め、対応すべきでありました。核兵器を正当化しようなことは、被爆国としてあつてはならないことであり、核兵器の非人道性を訴え、むしろ核の傘をなくすことを世界に働き掛けていくところが、日本の果たすべき役割です。そして、7月に法的に禁止する初めての国際条約が、国連の交渉会議で賛成多数で採択されました。今後、条約には100を超え、米国やロシアなどが参加する見通しですが、米国やロシアなど核兵器保有国や日本などは参加しない見通しで、世界の核軍縮にどのような影響を及ぼすのか、今後、注目されます。

(7) 安倍首相の私的諮問機関である働き方改革実現会議は、3月に長時間労働などの実行計画のまとめを発表しました。残業規制については、上限の原則を月45時間、年間360時間と明記しましたが、特例として、繁忙期の上限を設け、単月で100時間未満、繁忙が2から6カ月続いたら月平均80時間以内、年間計720時間以内としました。しかし、ここには週1日付与する休日に働いた場合の労働時間は含まれていません。過労死ラインと判断される月80時間を12カ月連続も可能になり、残業規制によって平日の残業が減ったとしても、休日にとりまわって働かされるなど、まさしくザル規制です。

(8) 3月27日、所得税法等の一部を改正する等の法律案をはじめとする税制改正関連法案が可決成立しました。専業主婦世帯らを優遇する配偶者控除を見直し、配偶者の年収上限を103万円から150万円に引き上げ、働く時間を増やすと引き上げますが、これまで減税を受けてきた100万世帯は増税となる見込みです。また、一定所得以上の利用者負担引き上げを盛り込んだ介護保険法の改正案が成立しました。開削された法律は、介護保険利用に際し、単身者の場合、年収340万円以上の人の利用者負担を2割から3割に引き上げられ、対象は約12万人います。さらに、介護保険の第2号被保険者(40から64歳)の保険料の額が、加入者割から、被用者保険の健保組合や協会けんぽ加入者

については、報酬額に比例して決める仕組み、総報酬割に改める(2017年8月負担分)こと、所謂、一時金からも徴収となるなど、介護保険制度の持続性を根拠に改悪され続けています

(9) 日銀・黒田総裁は、5月10日、国会に出席し、現在の大規模金融緩和の「出口戦略」について、考えられるシナリオの公表を「今後検討していく」としました。日銀は2013年4月に「異次元緩和」と呼ばれる金融緩和を始めた際、「2年で2%の物価目標を達成する」と約束しましたが、それから4年後、今年3月の消費者物価指数の前年比は僅かプラス0.2%です。このことから、アベノミクスは完全に失敗したことが証明されました。今後、政府と日銀は、金融緩和の出口戦略を先送りせず、アベノミクスの反省をしなければなりません。

(10) 勤労統計調査と実質賃金指数
厚生労働省の毎月勤労統計調査(平成29年4月分速報値)によれば、一般労働者における現金給与総額は352、320円、対前年比0.2%増です。月間実総労働時間は、174.5時間で0.3%減少しています。実質賃金指数では、平成27年平均を100として、平成28年平均で99.6%、平成29年4月単月では103.3%と横ばいが続いています。

(11) 7月2日、東京都議選の投票が行われ、自民党が歴史的な大敗を喫しました。この背景には、安倍首相や金田法務大臣の共謀罪における不誠実な答弁に端を発し、森友や加計問題で、首相自身や妻昭恵氏、側近の萩生田光一官房副長官の関与に対する疑義、下村博文幹事長代行の政治資金パーティ券に対する政治資金規正法違反の疑いなど説明責任から逃げ回ったことにある。更には、豊田真由子衆院議員の政策秘書に対する暴行・暴言、稲田朋美防衛大臣の都議選立演説会における「防衛省・自衛隊、防衛相、自民党としてもお願いしたい」と選挙協力を示唆する自衛隊の政治

3 労働運動の現状と特徴

利用など、政権の驕りと国民軽視の政治が招いた結果でした。ただし、選挙結果をみると、「都民ファーストの会」の勝利と位置付けられていますが、都議会における保守系議員が圧倒的に増えたことを今後、注視していかなければなりません。

(1) 毎月勤労統計調査(平成29年3月分結果)では、事業所規模5人以上の事業場の労働者比率でパートタイム労働者比率は30.74%で、高い水準で推移しています。また、パートタイム労働者の時間当たり給与は、1,100円で昨年同様に0.74円とほぼ変わっていません。

(2) 厚生労働省の労働組合基礎調査では、平成28年6月30日現在における単一労働組合の労働組合数は24,682組合、労働組合員数は994万人で、前年に比べて労働組合数は301組合(1.2%)の減、労働組合員数は5万8千人(0.6%)の増となっています。また、推定組織率は、17.3%で、前年より0.1%低下しています。

このうち、民間企業の労働組合員数は849万1千人で、前年に比べて8万7千人(1.0%)の増となっています。これを企業規模別にみると、千人以上規模が55万7千人(全体の65%)と6割以上を占めると同時に推定組織率でも44.3%と高い数字となっています。また、女性の労働組合員数は319万2千人で、前年に比べ7万2千人(2.3%)の増、推定組織率は、前年と同じ12.5%です。

(3) 平成27年「労働争議統計調査」の結果では、総争議(ストライキなどの争議行為が現実に発生したものを争議行為を伴う争議、争議行為を伴わないが解決のため労働委員会等第三者が関与したものを争議行為を伴わない争議)とし、この2種類を合わせて「総争議」というのは、件数で425件で6年連続の減少となり、比較可能な昭和32年以降、最も少なくなりました。半日以上ストライキでは前年と比べて件数は増加しましたが、行為参加人員と労働損失日数は減少しました。件数39件(前年比12件増)、行為参加人員12、916人(前年比2、073人減)、労働損失日数14、606日(前年比5、326日減)です。このことから、もはや既存の労働協約締結更新などは程遠く、労働条件闘争や賃金引き上げに対しても労働組合の権利として組合員が結集した同盟罷業が出来ていない現状があります。

II 運動の基調

第87回定期全国大会で決定した2016・17年度運動方針にもつき、①新自由主義による規制緩和、競争社会に反対し、貧困をなくし、格差社会を是正する、②港湾産業界、運輸産業における産別運動を強化するとともに、企業の枠を超えた地域運動、国際連動と連携し、中小企業労働者と非正規雇用労働者の立場から労働運動の再建をたかかう、③平和憲法の改悪を許さず、反戦・平和、社会保障の充実、人権擁護、脱原発と環境保護をたたかい、働く者のための政治を実現する、④大衆路線にもついで職場闘争を強化し、活動家を育成し組織の強化拡大を勝ち取る、を基調に運動をすすめます。

III 主な闘争課題とたたかひの基本

1 賃金引き上げ、労働時間短縮など労働条件の引き上げ

(1) 賃金引き上げ
①2018年春闘方針は、秋年末で要求額及び統一闘争態勢について、職場討議に向け中央執行委員会にて検討します。2018年春闘要求額は、「賃上げなくして社会経済は回らない、実質賃金低下の歯止め、地域間・企業間格差打破、最低賃金の引き上げ」など、組合員が結集してたたかう体制を確立する一律要求額を基本とする中で、具体的考え方をま

とめ、要求額を12月の中央執行委員会
で確認し、職場討議を経て、1月22日
から23日に中央委員会を開催して決定
します。

②一時金闘争は、地方ごとに要求してた
かうこととし、要求額、日程等につ
いては、2016年・17年度運動方針を踏
襲します。

③長時間労働の抑制と過労死防止対策など
健康確保をしなければなりません。政
使で合意した企業の残業上限規制につ
いては、反対します。労使協定を結ば
ば、繁忙期など半年に限り、特例で月最大1
00時間未満、2から6カ月の月平均8
0時間以内で残業をさせることが法律で
認められることは、厚生労働省が定める
過労死の認定基準と重なり、過労死・過
労自死等の労働災害を招く基準を容認す
ることには反対します。

全港湾は、港湾産別協定を基本として、
8・7・45時間体制をすべての業種に
求めていきます。

2 合理化反対、雇用保障制度

組合員の雇用確保を第一義に掲げ、反合
理化・雇用闘争を基本としたたたかいま
す。厚生労働省の報告では、平成29年1から
3月の平均値で、役員を除く雇用者5、4
02万人のうち、正規雇用の職員・従業員
は、前年同期に比べ47万人増加し、3、
385万人、非正規雇用の職員・従業員は
4万人増加し、2、017万人となってお
り、依然、非正規雇用労働者が4割近くを
占めています。派遣など非正規雇用労働者
が拡大し続けている現状を労働組合による
労働者供給事業による雇用創出する取り組
み、事業の拡大を図ります。

3 労働災害防止と福利厚生 の充実

(1) 厚生労働省の発表では、平成28年度全
産業における死亡災害は全国で928人、
同前年比44人減となりましたが、死傷者
数死亡及び休業4日以上は、117、9

10人、前年同期比1、599人増加しま
した。

(2) 港湾労災防止協会の集計で、平成28年
に発生した休業4日以上労働災害は11
4件、117人で過去最低の水準となりま
した。特徴は、事業規模50人未満が最も
多く、経験年数10年未満の労働者が半数
弱、事故の型別では「墜落・転落」、「はざ
まれ、巻き込まれ」の二つの事故の形で半
数を占めています。また、死亡災害は、6
件、7人で、平成26年の2人から2年連
続して増加しています。

(3) ストレスチェック制度導入のあり方、労
災企業補償上積み闘争を引き続き、取り組
みます。

(4) 港湾関係支部・分会においては、中古車
等放射能測定従事者の健康対策、ガントリ
ックレーンの逸走防止対策など、引き続き
取り組むとともに、熱中症予防対策や地震
・津波・高潮対策、墜落・転落災害防止対
策を強化し、取り組みます。

(5) 港湾防災協会及び地区港湾防災協会と各
地方・支部の意見交換による港湾災害防止
対策の強化に向けて、定例的な各港湾労使
パトロールを行います。

パトロールに当たり、17港湾春闘協定
による①コンテナターミナルゲートの業
域、職域の点検、②港湾倉庫及び特定港湾
倉庫の秩序維持などのチェックを含めて取
り組みます。

4 労働者の権利確立と組織 攻撃に対するたたかい

(1) 組織犯罪処罰法改正、所謂、共謀罪に反
対します。安倍政権は、テロ等準備罪と偽
っていますが、もともと正当な活動を行っ
ていた団体であっても、目的が犯罪の実行
に変化したと認められるときは組織的犯罪
集団と認定できることや、計画と準備行為
で罪に問える制度であることなど、市民社
会の自由が奪われる法律に反対します。

(2) 労働基準法改悪案、所謂「残業代ゼロ成
果賃金制度」を安倍政権は通常国会での成
立を断念しましたが、秋の臨時国会で働き

方改革関連法案と一括法案にして提出する
などの動きも出ています。労働者保護に逆
行する法律の改正に反対します。

(3) 政府与党は、労働者保護の観点を無視
し、成長戦略の名のもとに、雇用の自由化
を押し進めようとしています。厚生労働省は2
017年中に労政審で不当解雇された場合
の金銭解決の上限下限設定を取りまとめよ
うとしています。引き続き、解雇の金銭解
決制度反対のたたかいを取り組みます。

(4) 時間外労働の上限規制は、月45時間、
年360時間とし、特別条項を認めない制
度を求めます。労働時間延長の上限規制、
連続休息時間規制の導入、裁量労働制の要
件の厳格化などを盛り込んだ長時間労働規
制法案の早期成立を求めます。

(5) 派遣法改悪反対を引き続き取り組みま
す。生涯派遣による低賃金労働者の増加、
雇用不安をなくす取り組みをすすめます。
また、労働者供給事業は、職業安定法第4
5条に基づいて労働組合等のみ認められ
ている事業である意義を継承し、労働者供
給事業労働者の拡大と事業の拡充、強化・
発展を図ります。

(6) 争議分会の早期解決を求め、たたかいま
す。労働者の権利侵害反対を取り組みま
す。

(7) 本四架橋闘争の強化を取り組みます。本
四公団が民営化され、本四架橋に関わる政
労協定の意義である安定雇用と労働環境に
ついて、政労協定の原点を踏まえ、引き続
き、中央、地方交渉を行います。

5 労働者ならびに国民的諸 課題のたたかい

(1) 日本の医療保険制度の柱である、世界に
誇る優れた制度の国民皆保険制度の維持を
引き続き、求めていきます。そのために、
社会保障費への予算の充実など、高齢者が
安心して暮らせる社会を目指します。

(2) 厚生労働省は平成29年度の年金額の改定に
ついて、①老後の年金は若干の減額、②国
民年金の保険料額は上限達成を発表しまし
た。このことは、物価が下落したので年金

も減額し、公的年金全てが減額となりま
す。また、保険料は平成16年より毎年度
階的に引き上げられ、平成29年度で上限
に達し、以降、水準は固定されます。財源
ありきの小手先だけの改革ではなく、年金
の将来像を含めた抜本的な改善や公的年金
の最低保障機能強化を求めていきます。

(3) 社会保障の充実を求めます。後期高齢者
の医療費窓口負担増や年金支給開始年齢の
更なる引き上げ、生活保護基準の見直しな
ど、あらゆる改悪に反対します。

(4) 環太平洋経済連携協定(TPP)は、米
国の離脱宣言後、米国以外のTPP参加1
1カ国の閣僚会合が開かれ、共同声明にT
PP早期発効へ向けた選択肢の検討を始め
ることが盛り込まれました。米国が離脱を
表明したことから、TPPにこだわる理由
もなく、トランプ政権のように保護主義と
自由貿易を都合良く使い分ける経済政策を
断ち切らなければなりません。国民の生活
と権利を剥奪するTPP協定締結に反対し
ます。

(5) 厚生労働省の取りまとめによれば、平成
27年度の労働者供給事業は、供給延人員
で17万人、供給実人員で29、161
人、実人員では3万人を割り込みました。
増え続ける派遣労働者と対比するように労
働者派遣法は労働者にとって、派遣元と
の労働契約を結び、実際は派遣先で就労す
るといふ一旦問題が起きた場合に責任の所
在や対処が困難になるなど問題が山積して
います。労働者供給事業を選択する労働者
が安心して働ける環境づくりや労供労働者
の拡大と事業の拡充、強化・発展を図りな
がら、労働者供給事業を更に広めていくた
め、運動の前進を図ります。一方、日雇労
働者職者給付金が厳格化され、労供労働組
合が行っていた不就労証明書や在籍証明書
が一方的に廃止させられるなど、強行的に
変更を行っています。これらの問題を含
め、引き続き、厚生労働省要請行動を取り
組みます。

(6) IR推進法(特定複合観光施設区域の整
備の推進に関する法律)が平成28年12
月可決・成立しました。ギャンブル依存症
の増加や治安の悪化など問題点が山積する
中でカジノありきの統合リゾート推進法
に反対します。

(7) 育児・介護休業法、男女雇用機会均等法
の改正が平成29年1月1日施行されまし
た。介護休業の分割取得や所定労働時間の
短縮措置、所定外労働の免除の制度が新設
されました。また、妊娠・出産・育児・介
護等を理由とする不利益取扱いの防止措置
が盛り込まれるなど、労働協約を締結して
いる地本・支部は改定を含めた協議を行
います。

(8) また、育児・介護休業法が更に改正さ
れ、10月1日に施行されます。

①育児休業が1歳6カ月の時点でも保育所
に入れない等の事情があれば、2歳まで
育児休業を再度延長できるようにするこ
と。

②事業主は、労働者(または配偶者)の妊
娠・出産、又は労働者が家族の介護をし
ていることを知った時に、その労働者に
対して育児・介護休業等の制度を周知す
るよう努めなければならないこと。

③事業主は、小学校就学の始期に達するま
での子を養育する労働者に関して、育児
に関する目的のために利用することがで
きる休暇を与えるための措置を講じるよ
う努めなければならないこと。

④上記3点を含め、改正される育児・介護
休業法の周知徹底と努力義務を上回る内
容での労働協約改定の取り組みを行いま
す。

6 反戦、反核、平和と民主主義、 環境を護るたたかい

(1) 日本国憲法施行から70年の節目に安倍
首相は憲法改正を表明しました。とりわ
け、9条に対する発言は戦争放棄と戦力不
保持を真っ向から否定するものであり、許
すことはできません。平和憲法を護るた
め、共闘強化を広げ、改悪阻止を取り組み
ます。

(2) 国連平和維持活動(PKO)として、南
スーダンに派遣されていた陸上自衛隊の撤
収が完了しました。戦闘行為の実態証拠で
あるPKO日報隠しについて、国会での説
明を拒否する暴挙にでました。5年4カ月
に及ぶ中で、昨年、南スーダン派遣部隊に
「駆け付け警護」任務を与え、昨年7月、
戦闘行為が起っている中で、PKO参加5
原則を満たさなくなった時点で撤収を判断
すべきでありました。一発の銃弾も撃た
ず、一人も殺さず、殺されていないことが
唯一の報告事項であります。集団的自衛権
行使容認の閣議決定の撤回を求めると同時
に安保法制の廃止に向け、引き続き、取り
組みを進めます。

(3) 岩礁破壊許可の期限が切れたにもかかわ
らず、無許可状態で工事強行に抗議し、
辺野古新基地建設に反対します。戦争をす
るための日本での基地建設、埋め立て工事
に断固反対し、現地座り込み行動への支
援、全国港湾辺野古対策委員会での土砂搬
出反対行動などを引き続き、取り組みま
す。

(4) 九州電力川内原発と四国電力伊方原発、
関西電力高浜原発が再稼働しています。関
西電力大飯原発も原子力規制委員会の審査
に合格し、九州電力玄海原発は佐賀県知事
と玄海町長が再稼働に同意しました。何か
起きればすべて「想定外」で済まされるこ
とは二度と許されません。原発ゼロ社会、
再稼働反対、再生可能エネルギー増強を求
め、取り組みます。

(5) 自主避難者を含め、原発事故による避難
者への国の責任における賠償の継続を求め
るとともに、震災復興支援の拡充を求めて
いきます。また、原発事故の終結もなされ
ないまま、それに逆行するような日印原発
協定に反対します。

7 選挙闘争について

来るべき衆議院解散総選挙を視野に入
れ、引き続き、安倍政権を打倒するための
一点共闘や野党統一共闘など反与党結集を
軸とした革新勢力の前進をはかります。

IV 港湾労働者のたたかい

1 港湾労働者を取り巻く情勢とたたかいの現状

(1) 2016年コンテナ取扱上位5港(東京、横浜、名古屋、大阪、神戸)速報値で外資コンテナ取扱個数は前年比1・1%増の1335万572TEUと2年ぶりに前年実績を上回りました。一方で、世界コンテナ港トップ100で、東京港が30位と唯一50位以内を確保し、神戸港が55位、横浜港56位、名古屋港61位、大阪港73位となっています。

(2) アライアンスの再編は、未だ途中経過であり、どのような再編までたどり着くのか不透明ではありますが、現在、世界の定期船事業が3つのアライアンスに集約されています。全国港湾は、90年代後半からアライアンスの再編に対して、「雇用と職域を守る」、そのために再編実施後の変化にも「労使が検証することを確認してきました。17港湾春闘では、「船社のアライアンス再編などによる港湾の影響に対する措置」として、中央・地区事前協議制度の運用強化を図り、更に、労使政策委員会、地区雇用対策委員会など協議する場を明確にし、「雇用と職域を守る」ことを最優先課題として中央・地区が一体となって協議していく重要性が再確認されました。

(3) 港湾法が一部改正され、クルーズ船による訪日外国人旅行者の更なる増加に向けて、官民連携による国際クルーズ拠点形成するため、横浜港、清水港、佐世保港、熊本・八代港、沖縄・本部港、宮古島・平良港の6か所の港湾が選定されました。これらの港湾では、指定された岸壁でのクルーズ船優先使用が認められます。これら以外の地方によっては旅客船ふ頭ではなく、公共貨物ふ頭への入港の増加が目立ってきています。幅広い情報の開示、事前に当該労使に対する報告・協議など国際戦略港湾政策と観光立国政策との間に問題が生じな

ような対策が必要となってきました。

(4) 18港湾春闘の最大の課題は独禁法問題と産別制度賃金であります。17港湾春闘では、独禁法を盾にした産別制度賃金回答拒否に対して、中央港湾団交を促進する手段として、追認作業の個別交渉は、やむを得ず選択した方法でありましたが、産別最賃に対し、各単組による追認作業を進め、未到達分などを検証できました。この背景には、地方・支部・職場の理解と団結がなければ、可能とならなかった取り組みであります。しかし、同時に産別交渉体制・産別協定忌避の姿勢は17港湾春闘では正せず、港湾産別結果による断固たる行動がなければ18港湾春闘は突破できません。

(5) 17年6月、特定外来生物の強い毒をもつ「ヒアリ」、「アカカミアリ」が神戸港で発見されました。コンテナ貨物を通じて流入したことは、いかに国際コンテナの物流チェック体制が重要であるか、国内の物流に対しての港湾機能強化が重要であるか、今後の港湾政策が問われています。

(6) 7月、日本郵船、商船三井、川崎汽船の邦船三社の統合会社が発足し、18年4月に本格稼働することが決定しました。社名をオーシャン・ネットワーク・エクスプレスとし、事業の本社をシンガポールに置くことが発表されました。事実上、海外を拠点とすることで、従来の日本市場や港湾運送事業の関係が今後、注視されてきます。

(7) 全国港湾労働組合連合会の2017年運動方針(案)に基づき運動をすすめる取り組みを強化します。以下、全港湾としての重点課題を記載します。

2 港湾労働者の闘争課題とたたかい

(1) 港湾産別別による要求書提出、産別団体交渉、産別統一争議行為について、原点に返り、労働組合の団結権、団体交渉権、団体行動権の権利の重要性と先輩から引き継いだ産別協定の維持と更なる前進を

図っていきます。

(2) 独禁法問題について、港湾産別交渉で制度賃金を確定することは、何ら問題ないという全国港湾方針を確認するとともに、産別交渉、産別協定など現行の産別労使関係を否定する姿勢が見受けられた場合は、断固としてそれを認めない行動を全国港湾と一体となって取り組みます

(3) 港湾産別協定の全港・全職種適用への拡充を18港湾春闘で前進を図ります。
①産別協定は「全港・全職種適用」とするよう改定要求を行い、拡充する。
②対象を限定する必要のある協定に限って、「例外的に適用を特定」する。
③2013年以降の協定を現行協定集に組み込み、整理・編纂する。

(4) 港湾の民営化にあたっては、地区港運協会など労使における情報交換を緊密にし、港湾管理者及び地方整備局との交渉をすすめることとします。特に、港湾運営会社設立にあたっては既存の港運事業者を中心に構成することを求めるとともに、港湾運営会社の港湾運送事業への進出に反対します。

(5) 地区交渉体制の確立について、17港湾春闘において、新たに4地区(駿河・博多・鹿児島・沖縄)の前進が図られました。
③ 非指定港の指定港は、早期実現に向けて中央・地方が一体となって取り組みます。特に三島川之江港については、全港湾の最重要課題として捉え、指定港となった後の四国地区全体の既存港湾労働者の雇用と就労を第一義に捉え、運動を前進させていきます。

(6) 港湾労働法の全港全職種適用については、全国適用について、17港湾春闘において再確認し、日本港運協会及び各地区港運協会はその必要性を理解しました。引き続き、全職種適用に向けて、対策委員会での協議を取り組みます。

(7) 港格により、労働条件に格差があつてはなりません。雇用・職域、労働条件の確保向上のため、港湾産別に結集し、国策における雇用維持及び労働条件の担保を追求します。

(8) 地方港における「特定港湾倉庫」について、港頭地区における外貨を取り扱う倉庫を特定港湾倉庫として確定させ、雇用と職域の確保にすべく取り組みます。そのた

め、引き続き、全国港湾地方港対策委員会と一体となり、実態調査や厚生労働省交渉を行うとともに、各地方労働局交渉を取り組みます。

(9) 2017年経済経営基本方針(骨太の方針)と成長戦略の未来投資戦略で、港湾・物流関係において、物流の効率化推進、荷役機械の遠隔操作化、AI(人工知能)、IoT(モノのインターネット)の積極的活用の政策を取りまとめました。労働力不足をうたつた安易な自動化や無人化に対しては、雇用の削減、合理化に対して反対の立場で、「産別労使合意なくして導入は認めない」取り組みを強化します。

(10) 港湾運送秩序及び港湾労働の安定を基本として、新規参入に断固反対します。
(11) 認可料金制度の復活は、船社・荷主など港湾ユーザーのコスト削減から適正料金収受と健全な発展と労働条件の確保のため、18港湾春闘においても労使共通認識とするよう取り組みます。

(12) 安定化協議会及び分科会の開催が緊急課題時のみの開催となっています。各港の秩序維持のため、各地区・港の港運協会、運輸局、港湾管理者等に対し、地方の実情と港湾労働の安定化を求め定期的な開催を求めます。
③ 非指定港の指定港は、早期実現に向けて中央・地方が一体となって取り組みます。特に三島川之江港については、全港湾の最重要課題として捉え、指定港となった後の四国地区全体の既存港湾労働者の雇用と就労を第一義に捉え、運動を前進させていきます。

(14) 日雇不使用協定の完全履行について、引き続き6大港を中心とした産別パトロールの強化を図り、地方港での労働者供給事業の活用を取り組みます。

(15) 検査事業の指定事業者対策について、17港湾春闘協定で検数・検定小委員会での協議することが確認されました。引き続き、原点である退職者のみの受け入れ先であることを基本として、①港湾の職場で働く指定事業体職員(定年退職者を除く)を検数

・検定事業者本体に採用すること、②採用者の労働条件は同一を原則として、賃金を含む諸労働条件を整えていくこと、③本体への移行は、3年を目標に対応すること、この全国港湾検査部会方針に沿って、取り組みます。

(16) 6月に全国港湾が日本港運協会へ提出した辺野古新基地建設に伴う土砂等搬出入荷役作業等禁止に関する申し入れにある「岩礁破碎許可違反や沖縄県条例違反に加工した作業等禁止に関する申し入れにある「岩礁破碎許可違反や沖縄県条例違反に加工した作業等禁止に関する申し入れにある「岩礁破碎許可違反や沖縄県条例違反に加工した作業等禁止に関する申し入れにある」安全と安心の担保」の要求を基本に取り組みをすすめます。

V 海コン、トラック・バス労働者

1 海コン・トラック・バス労働者を取り巻く情勢とたたかいの現状

(1) 国土交通省自動車局の統計情報「一般貨物自動車運送事業者数」(平成28年3月31日)では、56、722者で前年比495者減、車両数別では10両以下が全体の52・6%、従業員数10人以下が45・7%となっており、中小零細企業の比率が大きくなっています。

(2) 国交省自動車局安全政策課が発表している海コンの横転事故は、平成28年では8件、調査を開始した平成18年から28年までの合計は120件となっていますが、これは氷山の一角で、自動車事故報告規則に基づき国土交通省に報告されたものだけです。

(3) 自動車運送事業用自動車事故統計年報では、平成27年に発生した事故は5、283件、前年比165件減少しています。事業の種類別では、バスは2、785件で、前年比133件減少、ハイ・タクは667件で、前年比45件増加、トラックは1、831件で、前年比77件減少しています。また、重大事故5、283件のうち、人身被害は、死者数773人、重傷者数1、

482人で、前年と比較して死者数が21人増加、重傷者数が112人減少しています。輸送の安全の確保を使命とする自動車運送事業においては、事故件数及び死者数の減少が早急な課題となっています。

2 海コン・トラック・バス労働者の闘争課題とたたかい

(1) 第87回定期全国大会で決定した海コン・トラック・バス労働者の闘争課題の補強とたたかいの方のすべての項目を引き続き主な取り組みとして、運動を前進します。

(2) 海コン・トラック・バス合同対策会議を適宜開催します。対策会議で、要請事項を取りまとめ、各地方運輸局等の交渉を継続し、それらの経過を踏まえた国交省交渉を設定します。特に地方運輸局・整備局・港湾局交渉を重視し、各地方行政交渉の経過を踏まえた国土交通省(自動車局、道路局、港湾局等)交渉を2018年春闘期間中に計画します。

(3) 交運労協トラック部会が全日本トラック協会と連携し、トラック労働者の労働時間短縮と労災事故撲滅に向けて、下記事項の行政交渉検討を行っています。トラック部会として引き続き参加し、取り組みを進めます。

①トラック運転者の労働時間短縮について
②トラック労働者の労働条件改善について
③「改善基準告示」の実態調査と労働関係法制の見直しについて

(4) 交運労協の「時間外労働の上限規制の導入など長時間労働是正に向けた要請」にある自動車運送業務の適用除外業種反対方針と連携し、長時間労働削減と過労死防止策の具現化についての行政交渉を行います。
(5) 交通空白地区での自家用車を利用するライドシェアについては、単にハイ・タクの白タク行為の合法化の問題でなく、地域交通における鉄道、バス、トラックにも負の影響を及ぼす運行管理や整備管理、安全担保措置の崩壊につながり、犯罪及び事故発生時の責任の所在など問題が山積している

の格差是正、②物価上昇分、③実質賃金の低下歯止め」などを、要求額算定の基本として、春闘賃上げ要求額について、「基本給一律20、000円要求」を決定しました。また、17春闘全国統一要求は、賃金引上げと65歳までの定年延長、労災企業補償の引上げとすることを決定しました。たたかいは、要求額の獲得実現のために粘り強くたたかいをすすめることとし、「①港湾産別闘争を強化し、産別制度を個別賃金に反映させる、②統一回答指定日で有額回答を引き出すとともに、二波、三波の統一交渉を設定したたたかいを取り組む」ことを確認しました。

各地方は、2月20日までに春闘要求を提出しました。ストライキ権の確立確認については、2月20日までに全地方で投票を実施し、全港湾の統一要求、全港湾産別要求のいずれも、95%超の高い投票率で確認されました。

②2月23日、第2回中央港湾団交終了後に臨時地方代表者会議を開催し、3月24日第1回全国統一回答指定日の確認と回答不満場合の戦術として、3月25日始業時から半日以上ストライキを確認しました。

③3月28日、第5回中央執行委員会は、個別闘争の追い上げを図り、産別闘争と結合させる4月15日から48時間のストライキ戦術を確認し、最終山場(解決目標)を4月14日までに設定して、中央港湾団交を注視しながら交渉をすすめました。4月10日現在、闘争分会の結果は、327分会中258分会(78%)に有額回答が示され、回答平均額は3,538円(1・27%)となり、昨年同時期と比べると329円減となりました。妥結額平均は3,711円となり、昨年の最終妥結額平均3,796円より85円減となりました。全体的にはほぼ横ばいになっています。速報分会の回答状況としては、144分会中131分会(91%)に回答があり、回答額平均は3,797円率で1・28%となっています。

④港湾職種では、回答額平均3,851円となり、昨年同時期と比べて405円減となりました。トラック職種では、回答額平均2,475円となり昨年同時期と比べて96円減となっています。一般職種では、回答額平均2,705円となり昨年同時期と比べて25円減となっています。

⑤5月10日現在、最終集計では、327分会中276分会(84%)に有額回答が示され、回答額平均は3,479円(1・26%)で、昨年同時期と比べて42円減となりました。妥結分会は246分会(回答分会の89%)で妥結平均は3,556円で昨年同時期と比べて68円増となりました。職種別にみると港湾職種では、回答額平均が3,808円で昨年同時期と比べて21円下回りました。トラック職種では、回答額平均が2,316円で昨年同時期と比べて159円下回りました。一般職種では、回答額平均が2,854円となり昨年同時期と比べて51円上回りました。

①定年延長の取り組みについては、17春闘で港湾産別闘争と同時に個別でも積極的に進めていく事を確認しました。「①65歳までの完全定年延長獲得、②段階的定年延長の獲得、③継続雇用制度の拡充」の3点を重点にたたかいをすすめました。今春闘では、東北地方が地本統一で62歳までの定年延長を勝ち取りました。

②労災企業補償上積みを取り組みについては、沖縄地方が地本統一で要求額100%を勝ち取りました。また、各地方支部においては、4級以下の引上げについて、段階的な上積みや、自賠責補償額相当分までを勝ち取っています。昨年末から積極的に継続交渉がすすんでいます。

③一昨年から、検数労連、全検労協、全港湾の三労組と全日検協会の統一交渉を行

ってきた結果として、昨年には、A職・B職の賃金水準の統一化について概ね合意に至りました。残る課題の退職金について、引き続き協議を重ねた結果、17春闘において最終的に合意に至りました。約2年半を掛けた検数労連、全検労協、全港湾三労組の闘いは、B職の新処遇制度の確立など、大きく前進させる事ができました。今後、更なるB職員の退職金上積み求めていかなければなりません。

④「指定事業体」問題では、これまでの個別対応から全国港湾検査部会として産別対応に切り替えての交渉をすすめてきました。しかし、産別交渉に切り替えても、一貫して個別対応の姿勢を4協会は崩しませんでした。17港湾春闘では、「指定事業体」、「違法派遣」等の問題を追及し、個別ではなく産別として、日港協が責任を持つべきと強調しました。その結果、今春闘において、「指定事業体」問題の解決のため、労使政策委員会が関与するとして、これまで個別回答を産別回答として引き出し、協定化する事ができました。この事により、春闘後の労使関係委員会による早急な解決が求められています。

③たたかいの総括
たたかいは、特に、昨年から継続する「独禁法」問題で、産別最低賃金の具体的回答を巡り、中央港湾団交において産別最賃の具体的な交渉がすすまない為、個別賃上げ交渉の追い込み、山場設定等、中央と地方の連携のタイミンクに苦慮しながらも、可能な限り産別制度と同時決着を図るために、全港湾各地方は幾度の交渉を重ねて、17春闘要求を獲得しました。

②賃金引上げ要求では、3月24日の第1回統一回答指定日までに、ほぼ前年並みの実績を引き出した地方が多く、4月14日の山場までに全港湾の主要分会が妥結しました。個別賃金引上げのたたかいは、中央港湾団交における産別最低賃

金交渉が具体的にすすまず、交渉が暗礁に乗り上げようとする中で、産別最賃の具体的な統一回答を引き出すべく取り組んだ「追認作業」(2016年11月10日協定)は、全港湾の個別賃上げや、港湾の制度要求の獲得に大きく影響させる事ができました。一方、この「追認作業」の結果に対して、日港協は、具体的な産別賃金の統一回答を避ける対応をしました。結果的に、各地方個別労使間で行われた「追認作業」は、各地方において個別に協定を締結しましたが、この過程を尊重し得なかった日港協の対応は、大変遺憾であり、港湾労使の長きに渡る信頼の倒壊、集団的労使関係を危うくしようとする事に猛抗議しなければなりません。

③このような状況にありながらも、全港湾各地方は産別協定(2016年11月10日付)の「追認作業」を重視し、各地方においてその協定内容を大前提に交渉がすすめられた事は全港湾各地方組織の強固な団結を改めて日港協に示すことができました。

④17春闘におけるトラック職種においては、中小零細企業の収益は依然として厳しい状況にありました。大手元請けや荷主からの適正な料金収受が出来ない事が大きく影響しています。更には、下請け、孫請けといった重層構造により、トラック労働者の労働条件悪化に直接影響を及ぼすなど社会的、経済的にも厳しいたたかいでした。一般職種は全国的にも、地域産業はもとより、産業全体が低迷するなど、経済の鈍化により一般職種に働く労働者全体の労働条件は一向に改善しません。このような厳しい中でも、全港湾の一般職種における賃上げのたたかいは、全港湾の職種別の中で唯一、前年実績を上回りました。

中央委員会で「①雇用基盤と港湾労働の安定、②船社のアライアンスの再編などによる港湾への影響に対する措置、③賃金・労働条件の向上に関する産別協定の改定について、④春闘協定等に基づく継続課題について、⑤検査事業者「指定事業体」について、⑥安全・安心の港湾の確立について」など、重要6課題の要求内容「17年度産別労働条件及び産別協定の改定に関する要求書」を決定しました。2月1日、第1回中央港湾団交で要求書を提出しましたが、16春闘から「独禁法」を盾に、日港協は産別制度賃金(数字の回答)の具体的回答を拒むなど、集団的労使関係から成り立つ中央産別交渉は、重苦しい雰囲気でのスタートとなりました。

②全国港湾は17春闘にあたり、ストライキを配置し、産別課題と個別賃金を一体にたたかうこととしました。加盟単組は、2月1日中央団交以降から個別賃金交渉も並行して取り組み、3月8日第7回中央執行委員会・中央闘争委員会(全国港湾と港連同盟の中央執行委員会構成)を開催し、産別ストライキなどの戦術を検討してきました。

①2月1日、第1回中央港湾団交では、「独禁法」の関係で具体的回答が出来ないとする日港協に対して、「産別賃金の改訂については、2016年11月10日協定を大前提に、あくまでも産別統一回答を求める。」と、強調しました。

②2月23日、第2回中央港湾団交では、11月10日協定に対する日港協の見解として「不安要素があり実行に移せない」と、示しました。これに対し組合側は、「独禁法を盾にして要求事項に相反した回答だ。」と、反論し、不誠実な回答に対して、3月12日に24時間ストライキを構える旨、口頭通告しました。

③3月9日、第3回中央港湾団交では、産別最賃については、個別縦割りで交渉して頂きたい旨の回答を受け、組合側は

「あくまでも、11月10日協定の追認作業を行うだけであり、3月24日まで一社でも追認に応じない事があれば、3月12日の行動に追加行動も辞さない姿勢を通告しました。これに対して日港協は、3月23日の団交開催を申し出た為、3月12日に予定していたストライキを一旦延期しました。

④3月23日、第4回中央港湾団交では、前回団交において「産別最賃の追認作業」として、各地区で個別確認書が締結されたが、日港協は、産別の立場として追認に対する回答は全くなく、地区団交権についても「既存の協議体制で十分であり、新たな対応は必要ない」等の極めて不誠実な回答でした。組合側は、第3回団交席上で通告した通り「3月26日24時間ストライキの決行、4月2日の追加行動について口頭通告しました。

⑤4月6日、第5回中央港湾団交は、前回第4回中央港湾団交の決裂に伴い、3月26日、4月2日と2週連続の24時間ストライキの決行、更に追加行動として4月8日始業時からの48時間ストライキ通告のなかで開催されました。全港湾が産別最賃「2016年11月10日付協定」の追認作業の完了や、沖縄港湾において地区協議体制が確立された事を報告しながら日港協を追及しました。日港協は「次のストライキは回避したい。」と冒頭から発言がありました。しかし、根幹である産別最賃に対する具体的な回答は一言も出ませんでした。組合側は、産別否定とも取れる態度に対してストライキ決行を表明しました。その後、休憩を挟みながら断続的に協議をすすめ、日港協から「産別制度賃金について認めらる。企業労使間において協議し合意を得た金額を遵守する。」等の回答が出ました。2波、3波のストライキを決行しましたが、産別最賃の具体的な金額は明言、明記されず十分な内容ではないが、大筋理解できる回答であるとし、産別最賃(具体的金額表示)の扱いについて、

17春闘・制度政策要求とたたかいの特徴
①全国港湾は1月25日、26日の第9回

4 港湾の政策課題(全国港湾)
17春闘・制度政策要求とたたかいの特

配布しています。ここではその要点を記載しました。

1 冬季一時金闘争

(1) たたかいの経過

①各地方は、第2回中執で確認した昨年同季の率・額を上回る要求設定を行い、1月上旬に要求書を提出しました。

北海道	要求額
東北	3・5ヶ月
日本海	700、000円
関東	850、000円以上
東海5支部	580、000円以上
名古屋支部	分会ごと
関西	支部ごと
九州	700、000円以上
九州	35割
地方	要求提出日
北海道	分会ごと
東北	10月19日
日本海	11月2日
関東	10月27日
東海5支部	11月8日まで
名古屋支部	10月26日まで
関西	支部ごと
四国	11月4日
九州	11月4日
沖縄	10月28日
地方	回答指定日
北海道	分会ごと
東北	10月24日
日本海	11月24日
関東	11月4、11日
東海5支部	11月15日
名古屋支部	11月27日
関西	支部ごと
四国	11月22日
九州	11月14日

沖縄 11月17日

②回答状況及び妥結結果について
12月20日現在、闘争分会330分会中276分会(84%)に有額回答が示されました。その内266分会が妥結しました。回答額平均は476、408円(昨年同時期474、236円)となり、昨年同時期と比べて、2、172円上回りました。妥結額平均は475、495円(1・68ヶ月)となり、回答額平均及び妥結額平均ともに昨年を上回りました。平均額475、000円を超えたのは2006年以來の10年ぶりとなっています。港湾では50万円台、トラックでは昨年実績を10、000円以上上回る健闘ぶりでした。

職種別で港湾の回答額平均は504、778円となり、昨年同時期504、106円を672円上回りました。トラックの回答額平均は355、694円となり、昨年同時期343、798円を11、896円上回りました。一般職種では420、319円となり、昨年同時期420、210円を100円上回りました。

③港湾関係労働組合の回答状況
日港労連 12月2日現在、全国平均440、189円+αで妥結の見込みです。
検数労連 12月2日に全日検が全国平均440、189円+α、日検が全国平均444、160円+αで妥結しました。

現業平均720、000円で妥結しました。
11月21日に海事検定が組合員平均730、000円で妥結しました。
11月28日にシンケンが組合員平均446、000円で妥結しました。
11月25日現在、加重平均で597、857円となって

います。

大港労組 11月29日に船内平均498、000円で妥結しました。
全日通 年間112万円(夏53万円・冬59万円)として春闘時に妥結済みです。

④他団体の回答状況
日本経団連(12月21日)最終集計では、加重平均880、736円で昨年同時期の880、593円を143円上回りました。
連合(12月16日)最終集計では、加重平均691、946円となり、昨年実績711、341円を19、395円下回りました。

(2) 秋年末における到達闘争
16秋年末闘争については、労働条件の引き上げとして、「①労働時間短縮、②定年(雇用)延長・退職者補充、③退職金引き上げ、④労災企業補償上積み引き上げ、⑤ストレスチェック制度、⑥労働協約の締結」を重点に取り組み、17春闘につなげていくたたかいを確認しました。今年末闘争における到達闘争の状況では、退職金引き上げ・労災企業補償の上積みの課題では継続協議となっている地方がほとんどです。本年末闘争で新たに獲得した地方は次のとおりです。①東北地方では、16年度末までに協議を進め、決着しない場合は、60歳時の労働条件とするなど、具体的な回答を引き出しました。②関東地方では、昨年を引き続き、一部分会単位で労災企業補償の上積み獲得となりました。③関西地方では、労災企業補償の上積みについて、地本統一で取り組むことが確認され、専門委員会での具体的な協議を進めています。

(3) 秋年末オルクと17春闘準備
17春闘をむかえるにあたり、14春闘から進めた「港湾産別一体となった春闘のたたかい、闘争日程」では、全港湾各地方から個別闘争日程との開きがありすぎるなど、交渉日程全般に様々な意見がありました。中央本部は、全国各地の港における労働条件の確立には、港湾産別運動強化が求められるとの立場から、その必要性を各地方にオルクを行い、中央港湾団交との連携に理解を求めました。

たたかいの総括
①到達闘争課題を重点に取り組みを進めました。特に、定年延長(雇用延長)の課題では、65歳までの完全定年延長を新たに獲得した地方・支部はありませんでした。62歳など、段階的定年延長を獲得した地方・支部は一部でした。全体的には来春闘でのたたかいかも含めて継続協議となりました。また、雇用延長制度における賃金獲得については、60歳定年時の賃金80%をほとんどの地方で獲得できました。労災企業補償の上積みの課題では、16春闘段階で要求通り獲得をした地方もありましたが、秋年末闘争では新たに獲得した地方はありませんでした。一部、等級部分で10%の上積みなど、部分的に改善に向けた取り組みは進んでいます。労働時間短縮(分母改訂)や労災企業補償、定年延長等課題については、各地方・支部で個別企業間における企業間格差があり、制度・政策労働条件の獲得は地本全体の取り組みが求められます。

②全国港湾の秋年末のたたかいは、16春闘における「独禁法」問題が最後まで争点となりました。全国港湾は、「独禁法」を早急に解決させなければ年末年始例外荷役には応じられないと、たたかう姿勢を表明して交渉を進めました。その結果、産別最賃(17春闘時)の上積み獲得や、年末年始例外荷役に係る議事確認での12月31日の特別休日化、割増賃金・特別精励金を含む回答を引き出させました。地区団交権の確立については、東三地区が16春闘時で一定合意されたものの、他地区では議論が進んでいないのが現状です。今回の事案を契機に、他地区においても早急に協議体制を確立させる必要があります。

また、突如明らかになった韓進海運倒産問題では、日港協に対して雇用不安・問題が生じぬよう然るべき対策を取るなど、全国港湾はいち早く対策委員会を開催し、対応に出ました。全国港湾でも対象になりうる港の影響調査を行いました。今後の情勢を注視しなければなりません。

Ⅲ 2017年春闘

1 全産業の取り組み

(1) 連合は、すべての働く者の賃金の「底上げ・底支え」、「格差是正」を掲げて、月例賃金の引き上げを目標に取り組みしました。6月5日発表(第6回集計)では、5月末時点で約8割の組合で妥結が進むなど、全体的に早期解決の動きになっています。妥結内容としては、平均賃金方式で5、733円となり昨年より84円の減となりました。300人未満の中小労組では平均賃金方式で4、528円、昨年より166円の増となりました。
(2) 国民春闘共闘4月27日発表(第5回集計)では、加重平均5、800円となり昨年より71円増となりました。
(3) けんり春闘は、「貧困・格差・差別を許さない!働きがいのある人間らしい仕事を!」を掲げて11月21日、17けんり春闘全国実行委員会発足総会が開催されました。2月17日、東京総行動(経団連前抗議集会)を行い、構成組合から春闘経過や闘争組合からの報告を行いました。4月6日には、17春闘勝利中央総行動が行われ、結集した350人で桜田公園までのデモを取り組みました。

2 全国港湾加盟各単組の取り組み

(1) たたかいの経過
①各単組の要求は次のとおりです。
要求額 提出日
全港湾 20、000円 2月20日まで

日港労連 20、000円 2月1日
検数労連 一律20、000円 2月8日
海事検定 16、377円(平均) 2月21日
シンケン 12、011円(平均) 2月21日
大港労組 20、000円 2月23日
全倉運 5%+α額 3月14日
全日通 11、000円(運輸労連平均)

②全港湾が3月24日、全倉運が3月28日、2単組以外の全国港湾各単組は、昨年同様に回答指定日を設定しませんでした。しかし、港荷労協が2月1日から交渉を始め、大港労組・検数労連・検定労連も3月から4月にかけて、積極的に交渉を進めました。
③全日通は3月16日を山場とし、賃上げ5、200円、一時金年間109万円です。妥結しました。

④各単組の交渉経過及び有額回答としては、以下の状況です。
i. 日港労連は、3月30日第3回港荷団交において基準内賃金「4、500円を下限とする」を表明しました。これを踏まえ個別労使に附し、4月5日を期限として、個別労使の確認作業を済ませ、港荷協に加盟しない組織に対しても「基準内賃金4、500円を下限とする」を確保するよう指示を行い、事実上の労使合意に達しました。

ii. 全日通・日検は、4月26日、第8回団交において全日検が全国平均4、502円、定昇1、200、一律56歳未満2、250円/56歳以上1、800円、職務経験加算10年未満500円、15年未満1、500円、15年以上2、500円で妥結しました。日検は、平均2、458円、定昇19歳から55歳一律2、500円、

56歳か59歳一律2、000円、初任給3、000円増額で妥結しました。

iii. 検定労連は、4月14日にシンケン労組が組合員平均3、911円+α

(分母変更分)、定昇維持、50歳以上ベースアップ2、500円で妥結しました。海事検定は、基準内2、000

0円の今年度のみ支給、56歳以降の通減を2、000円に緩和、住宅手当の改訂等も含め、組合員一人平均月額4、900円(基準内)+αで4月26日大筋合意になりました。

iv. 全倉運は、統一回答指定日3月28

日までの回答を受けて、4月18日現在までに加重平均4、713円の回答を引き出しています。5月10日現在では、単純平均31組合4、830円となり昨年より69円の減、加重平均で4、838円となり昨年202円減となっています。

v. 大港労組は、3月31までに第5回の船内統一団交を開催し、2、500円の回答を引き出しました。組合は、回答額を不満として更なる上積みをお願いし、4月7日、第6回船内統一団交で基準内賃金3、500円+α(基準外)で妥結しました。

(2) 各単組の妥結状況は下記のとおりです。

Table with 2 columns: Group Name and Date. Includes entries for 全港湾 (May 10), 日港労連 (Apr 6), 検数 全検 (Apr 26), 日検 (Apr 26), 海事検定 (Apr 26), シンケン (Apr 26), 大港労組 (Apr 11), and 3,500円+α (Apr 7).

全倉運 4、842円(加重平均) 6月8日現在 全日通 5、200円 3月16日

2016年妥結額 全港湾 3、488円

日港労連 3、000円 日検 2、445円+α

海事検定 2、830円+α シンケン 3、384円+α

大港労組 3、000円 全倉運 4、976円 全日通 4、900円

3 全港湾の取り組み

(1) たたかいの経過

①17春闘の賃上げ要求について、2016年10月5日と11月28日の計2回の賃金要求検討委員会を開催し、要求額等の検討を行い、第3回中央執行委員会で17春闘方針案をまとめました。

②第38回中央委員会において、「①賃上げ率の格差是正、②物価上昇分、③実質賃金の低下歯止め」などを、要求額算定の基本として、春闘賃上げ要求額について、「基本給一律20、000円要求」を決定しました。また、17春闘全国統一要求は、賃金引き上げと65歳までの定年延長、労災企業補償の引き上げとすることを決定しました。たたかいは、要求額の獲得実現のために粘り強くたたかいを進めることとし、「①港湾産別闘争を強化し、産別制度を個別賃金に反映させる、②統一回答指定日で有額回答を引き出すとともに、二波、三波の統一交渉を設定したたかいを取り組む」ことを確認しました。

③各地方は、2月20日までに春闘要求を提出しました。ストライキ権の確立確認については、2月20日までに全地方で投票を実施し、全港湾の統一要求、全国港湾産別要求の何れも、95%超の高い投票率で確認されました。

④2月23日、第2回中央港湾団交終了後に臨時地方代表者会議を開催し、3月24日第1回全国統一回答指定日の確認と回答不満な場合の戦術として、3月25日始業時から平日以上のストライキを確認しました。

⑤3月28日、第5回中央執行委員会は、個別闘争の追い上げを図り、産別闘争と結合させる4月15日から48時間のストライキ戦術を確認し、最終山場(解決目標)を4月14日までに設定して、中央港湾団交を注視しながら交渉を進めました。4月10日現在、闘争分会の結果は、327分会中258分会(78%)

に有額回答が示され、回答平均額は3、538円(1・27%)となり、昨年同時期と比べると329円減となりました。妥結額平均は3、711円となり、昨年の最終妥結額平均3、796円より85円減となりました。全体的にはほぼ横ばいになっています。速報分会の回答状況としては、144分会中131分会(91%)に回答があり、回答額平均は3、797円率で1・28%となっています。

⑥港湾職種では、回答額平均3、851円となり、昨年同時期と比べて405円減となっています。トラック職種では、回答額平均2、475円となり昨年同時期と比べて96円減となっています。一般職種では、回答額平均2、705円となり昨年同時期と比べて25円減となっています。

⑦5月11日現在、最終集計では、327分会中276分会(84%)に有額回答が示され、回答額平均は3、479円(1・26%)で、昨年同時期と比べて42円減となりました。妥結分会は246分会(回答分会の89%)で妥結率は3、556円で昨年同時期と比べて68円増となりました。職種別にみると港湾職種では、回答額平均が3、808円で昨年同時期と比べて21円減となりました。トラック職種では、回答額平均が2、3

16円で昨年同時期と比べて159円減となりました。一般職種では、回答額平均が2、854円となり昨年同時期と比べて51円増となりました。

(2) 継続課題の取り組み

①定年延長の取り組みについては、17春闘で港湾産別闘争と同時に個別でも積極的に進めていくことを確認しました。

②労災企業補償上積みの取り組みについては、①北海道地方、東海地方、四国地方、九州地方、名古屋支部では、継続交渉となっています。②日本海地方、東北地方では、地方統一で4級以下について自賠責補償相当額の引き上げを勝ち取りました。③関東地方では、東京支部の複数分会において労災企業補償制度を新たに確立させたこと、4級以下について自賠責補償相当額分を勝ち取りました。④関西地方では、労使による専門委員会において継続交渉となっています。⑥沖縄地方では地方統一で要求額を勝ち取りました。

(3) たたかいの総括

①17春闘は、特に、昨年から継続する「独禁法」問題で、産別最低賃金の具体的回答を巡り、中央港湾団交において産別最賃の具体的な交渉が進まないため、個別賃上げ交渉の追い込み、山場設定等、中央と地方の連携のタイミングに苦慮しながらも、可能な限り産別制度と同時決着を図るために、全港湾各地方は幾度の交渉を重ねて、17春闘要求を獲得しました。

②賃金引き上げ要求では、3月24日の第1回統一回答指定日までに、ほぼ前年並みの実績を引き出した地方が多く、4月14日の山場までに全港湾の主要分会が妥結しました。個別賃金引き上げのたた

かいは、中央港湾団交における産別最低賃金交渉が具体的に進まず、交渉が暗礁に乗り上げようとする中で、産別最賃の具体的な統一回答を引き出すべく取り組んだ「追認作業」(2016年11月10日協定)は、全港湾の個別賃上げや、港湾の制度要求の獲得に大きく影響させることができました。一方、この「追認作業」の結果に対して、日港協は、具体的な産別賃金の統一回答を避ける対応をしました。結果的に、各地方個別労使間で行われた「追認作業」は、各地方において個別に協定を締結しましたが、この過程を尊重し得なかった日港協の対応は、大変遺憾であり、港湾労使の長きに渡る信頼の倒壊、集団的労使関係を危うくしようとすることに猛抗議しなければなりません。

③このような状況にありながらも、全港湾各地方は産別協定(2016年11月10日付)の「追認作業」を重視し、各地方においてその協定内容を前提に交渉が進められたことは全港湾各地方の強固な団結を改めて日港協に示すことができました。

④17春闘におけるトラック職種においては、中小零細企業の収益は依然として厳しい状況にありました。大手元請けや荷主からの適正な料金収受ができないことが大きく影響しています。更には、下請け、孫請けといった重層構造により、トラック労働者の労働条件悪化に直接影響を及ぼすなど社会的、経済的にも厳しいたたかいでした。一般職種は全国的にも、地域産業はもとより、産業全体が低迷するなど、経済の鈍化により一般職種に働く労働者全体の労働条件は一向に改善しません。このような厳しい中でも、全港湾の一般職種における賃上げのたたかいは、全港湾の職種別の中で唯一、前年実績を上回りました。

1 要求と主なたたかい

夏季一時金闘争は、昨年同期の率・額を上回る要求を地方ごとに決定して要求することになりました。各地方は、要求を6月上旬に提出し、交渉日を設定し、6月下旬を解決目標にたたかいました。

Table with 4 columns: Location (e.g., 北海道, 東北, 関東), Amount (e.g., 3ヶ月(分会ごと), 70万円), and Date (e.g., 6月5日, 6月9日). Includes a summary row for 日本海 with a date of 6月19日.

IV 夏季一時金闘争

関東	6月16日
東海5支部	支部ごと
名古屋支部	6月23日
関西	6月22日
阪神	6月22日
大阪	6月27日
神戸	6月12日
神戶	6月12日
築港	6月23日
建設	分会ごと
中国	調整中
四国	6月23日
九州	6月26日
沖縄	春闘時

2 たたかいの結果

①7月13日までに、362分会中、265分会(81%)の分会に回答があり、254分会(96%)が妥結となりました。闘争分会の回答額平均は456、102円(1・62ヶ月)となり、昨年同時期454、478円を1、624円上回っています。妥結額平均では459、116円となり、昨年実績を484円上回りました。

②7月13日現在、144速報分会中、130分会(90%)に有額回答が示され、速報分会の回答額平均は481、519円(1・58ヶ月)となりました。回答受けた分会のうち、126分会(97%)が妥結し、妥結額平均は482、245円となりました。(参考：速報分会の2016年妥結額実績は482、349円、2015年妥結額実績は481、673円)

③職種別の回答平均をみると、港湾では、484、886円となり、昨年同時期484、238円を648円上回りました。トラックでは、332、346円となり、昨年同時期327、393円を4、953円上回りました。一般職種では、409、464円となり、昨年同時期403、456円を6、008円上回りました。2017年夏季一時金闘争は、全職種ともに、昨年実績を上回るた

3 他労組の状況

(1) 経団連は、6月9日発表(第1回集計)では、大手組合加重平均で917、906円となり、昨年同時期を43、823円下回りました。

(2) 連合は、7月5日発表(第7回集計)で、加重平均で2・37ヶ月、額で676、710円となり、昨年同時期を75、779円下回りました。

4 全国港湾各組合の状況

①日港労連は、7月13日現在、継続して交渉中。

②検数労連は、全日検で全国一人平均、396、038円+α、日検で全国平均450、145円+αとなり、6月28日に概ね合意に至っています。

③検定労連は、海事検定が700、000円で6月30日に大筋合意しました。(株)シンケンが392、000円で6月23日に大筋合意しました。新日本検定が730、000円で6月26日大筋合意しました。

時金の獲得にこれまで影響を与えたこの結果は異常ともいえます。

一方、全国港湾加盟組合を含む夏季一時金闘争は、各組合において昨年実績を確実に上回っています。港湾・物流経済の伸び悩みが心配された中でたたかいでしたが、各組合において、粘り強く、積極的に交渉を重ねた結果でした。

全港湾の夏季一時金のたたかいは、6月21日時点の出だしは好調で、日本海地方や沖縄地方などで昨年実績を上回るスタートとなりました。6月29日中間発表では、北海道、日本海、東海、関西、沖縄地方で昨年実績を大きく上回る有額回答を引き出すなど、

V 主な闘争課題の取り組み

1 合理化反対、雇用保障闘争

(1) 労働者供給事業について

①全港湾中央本部と支部を合わせて供給先企業が77社、供給対象組合員は月平均で922人(常時供給453人、臨時供給469人)となりました。全港湾中央本部登録事業では今年で12年が経過しました。新たに事業許可を受けたひたち支部、境港支部を合わせて17事業所に増えました。職種は、介護、一般事務、トラック・バス乗務、港湾荷役のほか、

全部で22職種となりました。供給先企業は48社になっています。

②6月8日、第1回労供対策会議を開催しました。雇用保険法や派遣法の一部改正に合わせ、労働者供給事業を取り巻く環境が一層厳しくなってきたとの報告がありました。例えば、①事業許可を取

得しても、この数年間、供給実績が無い。②個人情報保護法の観点から、プライバシーへの配慮、個人情報の管理が厳格化になりつつある。③東京労働局監査

の厳格化。④各事業所の適正な運営等など、現状課題をどのように克服できるのかについて議論がされました。法的部分では、労供労組協を通じて、日雇い雇用保健制度の現状維持を訴えていくことと、各事業所に対する適正な運営指導について、事業所からの要請や必要に応じて対応していくことを確認しました。

(2) 労供労組協関係(労供労組協・秋の学習会)

11月6日、7日、労供労組協2016年秋の学習会が神奈川県三浦市で開催されました。

学習会では各単組の取り組み報告を受け、國學院大學の大西准教授による「日雇い雇用の実態と労働者供給事業」のテーマで講演が行われました。日雇い労働者の実数と社会保障等の適用など、調査結果を基に説明がありました。また、労供事業所が「社会労働保険の適用事業所となりうるのか」をテーマに、各参加者で議論が交わされました。全港湾からは、議長として真島書記長、事務局次長として諸見書記次長、介護家政職支部書記長と舞鶴支部1名、直江津支部1名、大阪支部2名で参加しました。

(1) 第1回中央労災職業病対策会議

11月9日、10日、第1回労災職業病対策会議を開催しました。会議では、到達闘争の労災企業内補償の上積みについて議論が交わされました。第三者行為災害による、給付調整についてやスクリーニング検査実施状況、私傷病協定内容など、各地方でどのような協定内容になっているのかなど、実態把握も含めて議論されました。また、到達闘争(労災企業内補償の上積み)の獲得状況では、全面的にはほぼ勝ち取っている地方もありますが、段階的引き上げや継続協定として進んでいる地方がほとんどである実態報告がされました。

(1) 第53回護憲大会への参加

①11月12日から14日にかけて富山市内で開催されました。今大会は、安倍首相の暴徒による憲法改悪が争点で、憲法学者を中心とした世界情勢を交えての講演が進められました。辺野古新基地建設問題、脱原発問題、TPPなど、課題山積の中で全国的な取り組みを確認しました。

全港湾は伏木支部が実行委員会を担い、中央要請で日本海地方から2名、中央本部1名、オプ参加で大阪支部1名、近隣地域では日本地方七尾支部から10名の参加がありました。

開会総会は1、800名の参加となりました。

②2月19日、格差・貧困ノ1・総がかり集会が、日比谷野外音楽堂で開催され

ました。

③3月13日から20日にかけて、脱原発フクシマ連帯キャラバン行動を取り組み

3 労働者の権利確立と組織攻撃に対するたたかい

(1) 沖縄地方沖縄セメント工業分会闘争(全国闘争)

5月15日に行われた東京地裁の最終期日で、審理終了となりました。原告の怠慢な態度や、中労委命令を履行していない実態をみれば、本件は必ず勝訴しなければなりません。

8月28日に判決が言い渡されることになっていきます。

4 国民的制度改革要求

(1) 労働法制改悪反対の取り組み

①12月4日、解雇自由法制に反対する働く者の総決起集会に中央本部1名が参加しました。

②5月24日、労働法制の改悪と共謀罪の創設に反対する連帯集会が、日比谷野外音楽堂で開催され、関東地方を中心に参加し、集会からデモ行進を取り組みました。

5 反戦、反核、平和と民主主義、環境を守るたたかい

(1) 第53回護憲大会への参加

①11月12日から14日にかけて富山市内で開催されました。今大会は、安倍首相の暴徒による憲法改悪が争点で、憲法学者を中心とした世界情勢を交えての講演が進められました。辺野古新基地建設問題、脱原発問題、TPPなど、課題山積の中で全国的な取り組みを確認しました。

全港湾は伏木支部が実行委員会を担い、中央要請で日本海地方から2名、中央本部1名、オプ参加で大阪支部1名、近隣地域では日本地方七尾支部から10名の参加がありました。

開会総会は1、800名の参加となりました。

②2月19日、格差・貧困ノ1・総がかり集会が、日比谷野外音楽堂で開催され

ました。

③3月13日から20日にかけて、脱原発フクシマ連帯キャラバン行動を取り組み

した。関東地方15名、中央本部3名が参加し、集会後のデモ行進を行いました。

③4月6日、「共謀罪反対!4・6日比谷野音」集会が開催され、関東地方を中心に参加し、集会からデモ行進を取り組みました。

④4月8日、第32回4・9反核燃全国集会が、青森県で開催され、東北地方を中心に参加し、屋外集会からデモ行進を取り組みました。

⑤4月15日、最賃上げろデモ(エキタス)の集会及びデモ行進が行われ、中央本部より2名が参加しました。

⑥5月3日、平和といのちと人権を!5・3憲法集会が、有明防災公園で開催されました。中央本部要請と合わせ、独自に関東地方を中心に多数参加しました。

⑦6月16日、共謀罪法案の強行採決に対し、中央本部指示により各地方・支部で「共謀罪法案の廃案を!緊急職場集会」を一斉に取り組みました。

(2) 第47回食とみどり、水を守る全国集会への参加

11月25日、26日、北海道札幌市内で開催され、北海道地本を中心に参加しました。

①9月22日、「さよなら原発・さよなら戦争全国集会」が代々木公園で開催されました。当日は、悪天候にもかかわらず、東北地方30名、関東地方20名、中央本部6名で参加しました。

大会全体では9、500名の参加となりました。

②10月2日、茨城県東海村臨界事故JCO16周年集会及びデモ行進が水戸市で開催されました。全港湾は東北地方青年部28名を中心に、関東地方5名、中央本部2名、総勢35名で参加しました。

集会全体は350名の参加となりました。

た。

ました。今年から、平和フォーラムが全面的に活動を支援することとなり、全港湾、全日建連帯、全国一般、自治労、日教組、国労から全体で33名参加のキャラバン隊となりました。全港湾は東北地方青年部を中心に、団長には小名浜支部より青木青年部役員、副団長は自治労、全日建連帯、日教組が務めました。福島県内の被災地各自治体への要請から、茨城県、群馬県、栃木県の各県での要請行動や、街宣活動を取り組み、3月20日に行われたさようなら原発1000万人アクションに合流し、1週間の行動報告を行いました。

④3月18日、福島県郡山市で脱原発福島県民大集会が開催され、東北地方を中心にキャラバン隊も合流して集会に参加しました。

⑤3月20日、さようなら原発1000万人アクションが代々木公園で開催され、東北地方32名、関東地方40名、中央本部5名が参加し、キャラバン隊と合流してデモ行進までを取り組みました。

④反戦・反基地、戦争法に反対する取り組み
①10月1日、「原子力空母口ナルドレーガン横須賀母港化反対抗議集会」が開催されました。全港湾は関東地方10名、中央本部6名で参加しました。

②12月10日、全国一斉行動「辺野古新基地建設阻止大行動」が日比谷野外音楽堂で開催され、関東地方を中心に参加し、集会後のデモ行進を行いました。

③5月27日、北九州小倉で辺野古土砂搬出反対全国協総会が開催され、全国港湾辺野古新基地建設反対対策委員会が特別報告を行いました。

④6月10日、辺野古埋め立て反対・共謀罪廃案1の国会包囲行動が行われ、関東地方から30名中央本部2名で連帯の取り組みを行いました。包囲行動全体では1万8千人が結集しました。
5・15沖縄平和行進
復帰45年・第40回沖縄平和行進が開

催されました。三単産で95名(全港湾59名、沖縄地本20名、中央本部3名、全日建連帯6名、全国一般7名)が結集しました。辺野古新基地建設強行に対する県民大集会を控え、行進日程は2日間となり、初日の学習会から最終日の大集会まで全体で取り組みました。

VI 港湾労働者のたたかい

1 港労法対策会議

11月18日に、第1回港労法対策会議が開催しました。港湾労働法の全港・全職種適用の必要性とその意義について、活発な議論が交わされました。また、社会保険制度の改正に伴う港湾労働者への影響など、法改正の動きを注視しながら取り組みを強化していくことが確認されました。

2 地区団交権確立に向けて

地区団交権の確立については、東3地区(北海道・東北・日本海)が既に協定を締結しました。その後、17春闘から継続して協議を行い、新たに「駿河・博多・鹿児島・沖縄」の4地区それぞれが協定を締結しました。

3 港湾の政策課題(全国港湾)

(1) 17春闘・制度政策要求
①1月24日、全港湾中央委員会終了後、港湾春闘で最大の争点になる予測から、古川・全港湾顧問弁護士による「独占禁止法と労働協約」をテーマとした学習会・意見交換を行いました。

②全国港湾は1月25日、26日の第9回中央委員会で、「①雇用基盤と港湾労働の安定、②船社のアライアンスの再編などによる港湾への影響に対する措置、③賃金・労働条件の向上に関する産別協定の改定について、④春闘協定等に基づく継続課題について、⑤検査事業者「指定事業体」について、⑥安全・安心の港湾の確立について」など、重要6課題の要求内容「17年度産別労働条件及び産別協定

の改定に関する要求書」を決定しました
③2月1日、第1回中央港湾団交で要求書を提出しましたが、16春闘から「独禁法」を盾に、日港協は産別制度賃金(18歳168、920円)の具体的回答を拒むなど、集团的労使関係から成り立つ中央産別交渉は、重苦しい雰囲気でのスタートとなりました。

④全国港湾は17春闘にあたり、ストライキを配置し、産別課題と個別賃金を一体にたたかうこととしました。加盟単組は、2月1日中央団交以降から個別賃金交渉も並行して取り組み、3月8日第7回中央執行委員会・中央闘争委員会(全国港湾と港運同盟の中央執行委員会で構成)を開催し、産別ストライキなどの戦術を検討してきました。

(2) たたかひの経過
①2月1日、第1回中央港湾団交では、「独禁法」の関係で具体的回答ができないとする日港協に対して、「産別賃金の改訂については、2016年11月10日協定を前提に、あくまでも産別統一回答を求めると、強調しました。

②2月23日、第2回中央港湾団交では、11月10日協定に対する日港協の見解として「不安要素があり実行に移せない」と示しました。これに対し組合側は、「独禁法を盾にして要求事項に相反した回答だ」と反論し、不誠実な回答に対して、3月12日に24時間ストライキを構える旨、口頭通告しました。

③3月9日、第3回中央港湾団交では、産別最賃については個別縦割りで交渉して頂きたい旨の回答を受け、組合側は「あくまでも、11月10日協定の追認作業を行うだけであり、3月24日までには社でも追認に感じないことがあれば、3月12日の行動に追加行動も辞さない」と通告しました。これに対して日港協は、3月23日の団交開催を申し出たため、3月12日に予定していたストライキを一旦延期しました。
④3月23日、第4回中央港湾団交では、

前回団交において「産別最賃の追認作業」として、各地区で個別確認書が締結されましたが、日港協は、協会の立場として追認に対する回答は全くなく、地区団交権についても「既存の協議体制で十分であり、新たな対応は必要ない」等の極めて不誠実な回答でした。組合側は、第3回団交席上で通告したとおり「3月26日24時間ストライキの決行、4月2日の追加行動」について口頭通告しました。

⑤4月6日、第5回中央港湾団交は、前回第4回中央港湾団交の決裂に伴い、3月26日、4月2日と2週連続の24時間ストライキの決行、更に追加行動として4月8日始業時からの48時間ストライキ通告の中で開催されました。全港湾が産別最賃「2016年11月10日付協定」の追認作業の完了や、沖縄港湾において地区協議体制が確立されたことを報告しながら日港協を迫りました。日港協は「次のストライキは回避したい」と冒頭から発言がありました。しかし、根幹である産別最賃に対する具体的な回答は一言も出ませんでした。組合側は、産別否定とも取れる態度に対してストライキ決行を表明しました。

⑥その後、長期休憩を挟みながら断続的に協議を進め、日港協から「産別制度賃金について認める。企業労使間において協議し、合意を得た金額を遵守する」等の回答が出ました。2波、3波のストライキを決定しましたが、産別最賃の具体的な金額は協定書に明記されず十分な内容ではありませんが、大筋理解できる回答であるとし、産別最賃(具体的金額表示)の扱いについて、今後の労使継続課題として確認され、苦渋の判断による解決となりました。産別最賃の具体的金額168、920円については、関係労使間において合意したとして、「2017年産別最低賃金に関する通告書」を全国港湾・港運同盟による連名で日港協会長宛に送付しました。

(3) 妥結内容
各単組の個別賃金闘争も並行される中、全国港湾・港運同盟は4月6日第5回中央港湾団交終了後に17春闘協定(仮協定)を締結しました。

〔協定書〕
1. 雇用基盤と港湾労働の安定について
認可料金制度の復活は、労使の政策課題として認識し、その目的達成に向け協議する。

(2) コンテナターミナルゲート業務に係る問題については、ターミナルごとの現状に照らし、港運業者の業域並びに港湾労働者の職域拡大等の観点から地区あるいはターミナルごとにそのあり方等の検討機関(地区等の実状に応じた組織)において協議する。

(3) 三島川之江港の指定港化については、まず当該地区の協議を優先し、中央・地区が一体となって国土交通省に対し、早期に実現できるよう申し入れる。

(4) 6大港における港湾荷役現業における原則「日雇不使用協定」の意義について理解するとともに、引き続き各企業に対し周知・徹底を図る。

(5) 「港湾倉庫」及び「特定港湾倉庫」に係る秩序維持の問題は、事前協議制度の適正な運営の実施と共に、その運営実態等について地区事前協議会あるいは雇用対策委員会による、パトロールを行う等、チェック体制の徹底を図る。

(6) 港湾労働法の「全国適用」について、日港協としてその必要性を理解する。また、「全職種適用」については「港労法問題労使検討委員会」において必要に応じ協議する。

(7) インランドデボなどのドライポートの拡大に係る問題については、地区ごとの地理的実状等が異なることから、雇用対策委員会等を活用してその対応を協議する。
なお、上記(2)(5)(7)について地区等の

協議経過を踏まえ、必要に応じ労使政策委員会が関与する。
2. 船社のアライアンスの再編などによる港湾への影響に対する措置について
労使は船社アライアンスの再編などによる港湾への影響に対する措置について、2017年3月1日付議事録確認に基づき、中央、地区事前協議制度の運用強化を図り、雇用と職域の確保に努める。

3. 賃金・労働条件の向上/産別協定の改定について
(1) 産別制度賃金について
①日港協は2016年(平成28年)11月10日付協定第1項を遵守するとともに、既存の産別賃金制度について認める。

②産別最低賃金について各企業は、それぞれの企業労使間において協議し合意を得た金額を遵守する。
③産別賃金制度の取り扱いについては、引き続き協議する。

(2) 関連専業の労働環境整備については、引き続き日港協整備部会と関係労働組合との協議を行う。
4. 17春闘協定に基づく継続課題について

(1) 駿河地区・博多地区・鹿児島地区・沖縄地区は、中央産別協定を尊重し、当該協定に係る問題並びに地区における共通の業域・職域について協議を進める。なお、地区団交権の問題については、上記4地区に限らず他地区においても1972年(昭和47年)6月8日付協定に基づき引き続き誠意を以って協議する。

(2) 定年延長の問題については、賃金・労働時間問題専門委員会において、雇用延長の実態調査や制度導入の問題点などについて、年内を目的に調査研究を行い、その報告をもって労使政策委員会が協議する。

(3) 6大港船内・沿岸職種においては、時間外基礎分母を149時間とする。

その他の港湾・職種においては、2014年(平成26年)協定に基づき、各社の実施計画とは別に本年度1時間を減じる。

5. 検査事業に係る「指定事業体」について

「指定事業体」に係る4検査機関の共通問題については、既存の「検数・検定小委員会」にて協議する。なお、その協議経過を踏まえ、必要に応じ、労使政策委員会が関与する。

6. 安全・安心の港湾の確立について

労災補償制度、熱中症対策については中央安全専門委員会が引き続き協議する。なお、フレキシブルバック使用の「液体輸送」事故については事態を重視し、必要な措置をとるべく早急に同専門委員会にて検討する。

2017年全国港湾春闘協定は以上

4 全国港湾検査部会

(1) 全日検三労組統一交渉

15年から、検数労連、日港労連、全港湾の三労組と全日検協会の統一交渉を行ってきた結果として、16年春闘時には、A職員・B職員の賃金水準の統一化について合意に至りました。残る課題の退職金について継続協議を重ねた結果、17春闘において最終合意に至りました。約2年半を掛けた検数労連、日港労連、全港湾の三労組による統一交渉は、B職員の新処遇制度の確立など、大きく前進させることができました。今後、更なるB職員の退職金等の処遇改善を求めていかなければなりません。

(2) 指定事業体問題

①指定事業体問題では、これまでの個別対応から全国港湾検査部会として産別対応に切り替えての交渉を申し入れてきました。しかし、産別交渉に向けて各協会へ出向いても、一貫して個別対応の姿勢を各協会は崩しませんでした。17港湾春闘では、「指定事業体」、「違法派遣」等

の問題を追究し、個別協会対応ではなく産別課題として、日港協が責任を持つべきと強調しました。その結果、今春闘において、「指定事業体」問題の解決のため、労使政策委員会が関与するとともに、検数検定小委員会(指定事業体問題独自)で協議するとして、これまで個別回答を産別回答として引き出し、協定化することができました。

②6月12日、労側14名、業側8名、日港協2名、合計24名の出席で、小委員会が開催されました。委員会では、「指定事業体」のあり方について、現状を厳しく追及するとともに、労使協定にある定年退職者による事業体であるべきこと、若年層の協会本体へ早期に移行するよう要求しました。これらを基本に、一刻も早く、「指定事業体」問題を解決するよう強く言及しました。

5 交運労協海港部会

(1) 12月10日、海港部会が開催され、17年度政策要求について検討を行いました。

(2) 6月13日、海港部会が開催され、17年政策制度要求内容を討議し、決定しました。

Ⅶ 海コン・トラック・バス労働者のたたかい

1 全港湾海コン・トラック・バス合同対策会議

(1) 第1回海コン・トラック・バス合同対策会議

11月1日、2日、第1回海コン・トラック・バス合同会議を開催しました。トラック労働不足対策や、労働者不足を理由に規制緩和を狙う行政に対する対策など、喫緊の課題について議論しました。また、運動方針については大きな変更を行わず、要請内容も十分把握・理解し、各地方での取り組みを強化して、春闘時に行う地方運

輸局・国交省要請行動につなげていくことを確認しました。

(2) 第2回海コン・トラック・バス合同会議

5月30日、31日、海コン・トラック・バス対策合同会議を開催しました。各地方報告では地方運輸・整備局に要請しても本省に伝えますなど、毎年同じ回答で全く進んでいないのが現状であること、要請行動等の工夫も必要ではないか等の意見がありました。また、昨今、トラック・物流業界を取り巻く環境は更に厳しくなっているなど、組織内含めて現場の実情も報告されました。31日には国交省本省交渉を行い、引き続き、粘り強く各地方での要請行動を行い、本省に対しても積極的に取り組むことが確認されました。

2 国際海上コンテナの陸上運送に係る安全対策会議

3月29日、第国際海上コンテナの陸上運送に係る安全対策会議が開催され、中央本部1名、関東地方横浜支部1名が参加しました。会議では、ガイドラインのフォローアップ調査(トラ協協非加盟事業者195者)報告がありました。その中で特に、貨物情報の伝達及び周知状況として①品目・②重量については、約90%強で伝達されているのに対して、③梱包情報については最高でも約60%に留まっている結果でした。輸出入コンテナを合わせた結果でも、依然としてコンテナ内の貨物積み付けに関わる情報の伝達不備が実態となっています。引き続き、関係行政に訴えていかなければなりません。

3 交運労協トラック部会

(1) 12月13日第1回トラック部会が開催され、17年政策課題、政策・制度要求について協議しました。

(2) 2月15日、第2回トラック部会が開催され、政策課題・制度要求について協議しました。

(3) 4月18日、第3回トラック部会が開催され、政策課題・制度要求内容を討議し決定されました。

(4) 6月14日、第3回トラック部会が開催され、17年政府予算概算要求の取り組みについて協議しました。

Ⅷ 組織並びに連帯の強化と拡大

1 組織の動向

(1) 2017年7月3日現在で、全港湾中央登録人員は9,918名となりました。2016年6月末時点では、10,310名の登録人員でした。地方・支部において、組織内再編等の影響もあり、392名の減少となり、10,000名を割る深刻な問題となっています。

(2) 全国の地方本部、支部、分会数の推移は、地方本部は変更なく9地方本部ですが、支部では、1支部減の47支部、分会では22分会減の436分会となりました。

2 組織強化の取り組み

(1) 組織の強化拡大を今年度も最重要課題として取り組んできました。支部ごとに組織強化拡大計画を策定して取り組んだ地方支部は一部に留まりました。また、組織強化拡大をテーマにした学習会を開催した地方も一部ありました。

(2) 4月21日から24日にかけて、第50期中央労働講座と第20回青年対策交流会を北海道小樽市で合同開催し、総勢57名が参加しました。青年部のこれから考えるべき労働運動をテーマに、労働講座の受講内容を青年対策会議で議論しました。各地方での取り組みや地方青年部員の抱える課題など、若年層からみた組織拡大、運営方法など、様々な意見がありました。

3 組織拡大の取り組み

10月5日、第1回教宣部会を開催し、組織拡大キャンペーン等について検討を行いました。

ではなく通年を通し行うことを確認しました。

4 共闘の強化

(1) 全国港湾連合会の強化について

2016年度の最重要課題としては、17春闘における「独禁法」問題でした。日港協が独禁法を口実に産別交渉、産別統一回答を拒否し続けたことは、これまでの産別労使関係を意図的に崩そうとするものであり、産別回答拒否に対する全国港湾連合会の手法(追認作業)はまさしく、各地区が連携となり、産別運動の強化を図りました。

(2) FOC・POCキャンペーンについて

FOC・POCキャンペーンについては、共闘関係問題もあり、全国港湾として連帯して取り組めていません。しかし、全国港湾は、共闘関係の再構築を目指して関係修復の協議を模索しています。

(3) 交運労協について

①3月4日、交運労協春季生活闘争勝利3・4総決起集会が東京で開催され、関東地方12名、中央本部1名が参加しました。

②5月23日、24日、第23回交通政策研究会が静岡県で開催され、関東地方より4名が参加しました。

5 国際交流、連帯行動

(1) 国際交流

①11月6日から12日にかけて、MUNZ(ニュージーランド海事労働組合)の大会が、ニュージーランド・ウエリントンで開催されました。全港湾を代表して、松永副委員長が出席し、連帯の挨拶を行いました。

②6月17日、韓国民主労総から、全港湾との交流懇談の要請を受け、北海道地方本部が中心となって交流を行いました。中央本部からは、大野副委員長が代表して出席しました。

以上